

## 裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、ただいまから大阪地方裁判所堺支部で行われました裁判員裁判で、裁判員を務められた方々との意見交換会を開催いたします。

私は本日、司会進行を務めさせていただきます、第1刑事部裁判官の森と申します。どうかよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、裁判員経験者の皆様には、意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、大阪地検堺支部及び大阪弁護士会の方々にも御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、裁判員制度が始まりまして4年余りが経過し、堺支部におきましても多くの裁判員裁判事件の審理が行われ、既に1,000名を超える方々に裁判員、補充裁判員をお務めいただきました。これらの多くの方々や各事件を担当された検察官、弁護人の御協力により、適正、迅速に裁判を進めることができたものと思っております。

裁判員制度がおおむね順調に推移しているとは申しましても、実際の裁判員裁判を経験している中で、まだまだ改善や工夫すべきところもまた少なくはないと感じております。

そこで、裁判員を経験された皆様方から、改めまして率直な御意見、御感想を伺い、その結果を今後の裁判員裁判の運用に生かし、さらにわかりやすい裁判を行うための参考にさせていただきたく、このような意見交換会が企画された次第でございます。

限られた時間ではございますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、まず本日の参加者の皆様を御紹介させていただきます。本日参加していただいておりますのは、今年の2月から7月までの間に行われました事件で裁判員をお務めになった皆様でございます。そして大阪地検堺支部からは田村志保検事、それから大阪弁護士会から角石紗恵子弁護士、裁判所からは第1刑事部合議A系の裁判長であります大寄淳判事、さらに同じ合議体A系の右

陪席裁判官の山口智子判事補にもオブザーバーという立場で御参加していただいております。

次に本日の意見交換会の進め方について簡単に御説明を申し上げます。

まず、本日は初めに裁判員を務めてみての全体的な感想をそれぞれ述べていただいた上で、公判審理の場面、それから評議の場面を取り上げて、皆様方の御意見を伺いたいと考えております。

2点ありまして、第1は証拠調べなど、公判廷における審理のわかりやすさを中心に、タイムスケジュールでは30分程度としておりますが、内容的にはかなり時間を要するかとも思います。第2点、これは評議について、25分程度、予定はしておりますが、第1の議題との関係での意見交換に時間がかかるようであれば、少しこの点については短時間ということで御了承いただくということにいたしたいと思っております。

さて、限られた時間内ではございますけれども、評議のときのように、是非積極的に御発言をいただきたいと思っております。

また、皆様方が事件を担当されてから、大分時間がたっておりますので、その当時のことを振り返る中で確認しておきたいということがございましたら、遠慮なくお申し出ください。

なお、念のためですが、本日の話題事項の第2は評議についてでございますが、もとより評議の秘密等には十分に御留意していただいた上で、御発言をお願いしたいと思っております。

簡単ですが、これから順次進行を図ってまいりますけれども、よろしく願いたいいたします。

まず皮切りに、御担当された事件が、大体どんな事件であったかということ踏まえて、御担当された事件を思い出していただいて、全体的な感想、一般的な感想で結構ですので、それぞれお一人ずつ述べていただきたいと思っております。なお、担当事件の審理内容等の概略につきましては、適宜補充させていただくという場合もございますので、よろしく願いたいいたします。

それでは、1番の方から御担当された事件について全体的な感想ということでよろしく願いいたします。

**裁判員経験者1**：私が担当したのは、今年の2月の事件でありました。審理期間は4日間です。事件そのものは現住建造物等放火というような事件だったんですけども、中身は簡単なように思いました。

審理を通しまして感じたことは、非常にわかりやすかった、経験させていただいてよかった、こういう印象がありました。今までの裁判という制度そのものに対する意識が若干変わったように思いました。特に評議を通じまして、信頼関係というんですか、そこまで思っていたら審理をしているんだというようなことが肌身をもって感じて、非常によかったと思っております。制度そのものとしては存続を、これからも続けていってほしい、いい制度だと、このように思いました。

**司会者**：ありがとうございます。それでは、2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：私が担当したのは、自殺を目的として自宅マンションを放火した事件でした。1つの事件について、これほどいろんな角度で、そしていろいろわかりやすく説明していただき、今までテレビで見えていた裁判の場面とがありますけども、ちょっと見方が変わってきて、よくわかるようになりました。

**司会者**：3番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私が担当させてもらったのは、昨年にあった現住建造物等放火に関する事件になります。有罪か無罪かというところでは争点になったかと思えますので、1週間程度だったんですけども、もともと興味があったので参加させてもらえることにすごくある意味やりがいみたいなものを感じておったんですが、やはり1人の人間の人生を左右する大きな決断をしないといけない、それにかかわるということで、すごく神経をとがらせていたところもあるかと思えます。すごくいい経験をさせてもらったので、何かしらに活かしていければというように思っております。

**司会者：**それでは4番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**私が担当したのは母親が実の息子を殺害するという，ちょっとショッキングな事件だったんですけれども，罪は，認めていらっしゃるので，量刑のみということでしたので，その分罪があるかないかというよりも気が楽と言ったらおかしいですけれども，入りやすいというか，話も非常にしやすいですし，たまたまそろったメンバーの皆さんが，年齢層と職業の幅が広く，やはりいろんな意見が聞けたのと，やはり自分の世代だけではなく，年配の方もいらっしゃったんですけど，やはり人生経験の豊富な方の御意見というのは非常に貴重でしたので，若い方もちょっと参加してもらったらすごくいい制度ではないかなと思いました。私がたまたま担当したものは，非常に休憩時間でも皆さんで話し合ったりとかして，いろんな考え方とか感じ方ですよ，一番大きいのは感じ方ですよ。誰ひとりその意見を批判するというのではなく，そういうふうに思うんだなというような，みんながみんな認め合った話し合いが持たれたので，非常に良好な，本当に長く仕事をしていたような雰囲気です。最後は終わったので，今後会うことはないかもしれないですけど，本当に一期一会という意味では非常にいい出会いをさせていただいたのでよかったと思います。

**司会者：**ありがとうございました。いい話を聞かせていただいてありがとうございました。

それでは，第1といたしまして，裁判員裁判における審理の在り方という，広いテーマを設定させていただきましたけれども，要するに，公判審理全般の理解度と申しますか，とりわけ証拠調べのわかりやすさについて，ここを中心にまず御意見を伺ってきたいと思います。

皆様方が事件を御担当された際，証拠となった供述調書等の書類，それから証人尋問，それから被告人質問，その内容を理解するのに御苦労されたところがいろいろあったのではないかと思います。そこで，御経験された事件の審理を振り返っていただいて，わかりやすい証拠調べであったのかどうか，わかり

にくかった、もしくはわかりやすかったとすれば、それはどのような点であったのかにつきまして、率直な御意見を伺いたいと思っております。

それとあわせて、その御意見を伺った後に、冒頭陳述が証拠調べのわかりやすさにつながっていったと感じられたのか、それから、証拠調べの結果を踏まえて論告弁論の理解はいかがであったのかということも最後に付け加えて御意見を述べていただければと思っております。

まず、証拠調べの初めの部分としては、書証関係が出てくるとは思うんですが、書証の取り調べにつきましては、主として朗読によって、あるいはその中で図面や写真があれば、これをお手元のモニターに映すということをあわせて、取り調べられたものと思いますが、こういうような形をとって、すぐに書証の内容を理解できたのでしょうか。理解がもし難しかったとすればどのような点だったのかということにつきまして御意見をお伺いしたいと思いますが、1番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 1**：始まる前に、裁判長の方から、この点につきまして、一つ一つ説明が行われました。そしてまた実際冒頭陳述というんですか、その辺のところも、弁護士さんのほうから書面をいただいておりますので、それについても説明がございました。したがって、一連の流れとしては事前にお話もありますので、当日のその場になりましたら、書証も出ますので、非常にわかりやすかったかなと、私には理解できましたし、それに対する何ら疑問点もありませんでした。

反対に、そこまでやるについて、関係者の皆さんが、弁護士の方、あるいは検察官の方がその辺の整理をしていかなあかんかなと、その部分の作業が大変やったんと違うかなと、反対に思いましたですね。

**司会者**：実際に供述調書の朗読の仕方とか、集中できないとか、そういうことはなかったですか。

**裁判員経験者 1**：供述調書そのものの内容の朗読というのはほんまの一部分しかございませんですね。全体的にはございませんし、時間的にもございませんし、

大部分が双方，弁護士，検察官とも合意をしているというようなことで，その論点に立っての証拠調べということでございましたので，余り供述調書の内容についてはなかったですね。

**司会者：**裁判所のほうから，事前の説明ということがございましたけれども，これは冒頭陳述について，これから始まる証拠調べ，どういう形で進んでいくかということの説明なんでしょうか。

**裁判員経験者 1：**そうですね。審理の進め方，そのときにこういう書面を配付します。これを読んでもらったらわかります，という形で，その一個一個の各段階を踏んでの説明がありまして，その中で関係書類が届けられると，そうした中で，そこで説明があるということでございますので，非常にわかりやすかったかなと思いますね。

**司会者：**では2番の方，いかがですか。書証を中心に，書証の調べで，逆にわかりにくかったというところはなかったですか。

**裁判員経験者 2：**本当に一つ一つのことにごくわかりやすく説明していただいたので，大変よくわかりました。

**司会者：**そのわかりやすさというのは，例えば書証の朗読とか，朗読の方法とか，取り調べの工夫を感じたというところは何かありますか。

**裁判員経験者 2：**モニターとか，実際にそのシーンをぱっと映していただいて，こんだけ世の中事件が多いのに，一つの事件でこんだけの時間を費やすのかなと，逆に大変やなと思いました。

**司会者：**何か相当準備されているということが窺われるという感じですね。

**裁判員経験者 2：**本当に，裁判官とか裁判長，これに関係されている方，本当に大変なお仕事だなと思いました。

**司会者：**3番の方が担当された事件は，書証自体が多分多いと思うんですが，この理解度，その点についていかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 3：**実際，僕が見たときに理解できるものもあれば，さすがにちょっと一般的な知識では少しわかりかねるものもありました。で，こういう文章

の形で示していただいたときに、わかりやすい言葉なり、表現で示していただいたのもあるので、総合的に見れば、割と後で出てくる判決に生かしていけるような形にはなっていたかなと思うんですが、裁判官の方だけじゃなく、僕たち裁判員のほうにもできるだけその概要がわかるような形でしていただいたかと思います。

**司会者：**わかりやすい部分もあったけれども、やや、わかりにくい部分もあったとおっしゃっていましたが、そこをお伺いしたいと思うんですが。

**裁判員経験者3：**具体的に言うていいのか、あれなんですけれども、すごく知識を要すると言いますか、僕的にはすごくわかりにくいがありました。

**司会者：**専門知識ということですか。

**裁判員経験者3：**多分そうだと思います。

**司会者：**専門的なものが出てきたときに、これを何か説明するような資料みたいなものというのありましたか。

**裁判員経験者3：**あったと思うんですけれども、それでもなかなか十分にそれを生かし切れたかとは、ちょっと言えなかったかもしれません。

**司会者：**それは公判廷の調べのときにずっと入ってこなかったということですね。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**証拠調べの段階では、ややわかりにくい部分もあったということですか。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**4番の方はいかがですか。自白事件ではありますけれども、書証と人証があって、証拠書類の調べ自体で、何かわかりにくいところがあったとか、あるいは全般的にわかりやすかったものなのか、いかがですか。

**裁判員経験者4：**この事件に関してですけれども、息子さんがちょっと精神疾患を患っていたという前提でのお母さんが追い詰められての犯行だったので、お母さん側にもちょっとこう不利なのかなという感じの事件だったので、その息子さんの病状の経緯とか、一番私がちょっと心を打たれたのはお友達ですよね。この亡くなられた息子さんのお友達が、非常に彼のことを思っている言葉が、

文章でね、聞いたんですけれども、責めているわけではないと思うんですよ。お母さんを責めているわけではないんですけれども、何でそういうことをしたんだろうという憤りみたいなものがそのお友達からは感じられて、どちらかというところ、それを聞くとお母さん側より息子さん側にちょっと私は寄ってしまったんですけれどね。そういう心の移ろいはあるかもしれない。こういう事件を起こしていますという話をまず説明にありますよね。最初それだけだったんですけど、進むにつれて、いろいろあるんですよ。その中で、息子さんのお友達という方が2名ほどですかね。どういった青年でしたかというので、すごい長い文章だったんですね。だから、ものすごく思いがいらしたんだと思うんですね。それを見ると、この青年は友達、本当にいい子がいてるんだから、もしかしたら立ち直れたんじゃないかなとか、そういう気持ちの揺れはやっぱり証拠が出て、証拠と言わないですよ。

**司会者：**関係者の人の話というのは、調書という形で出てきていたんですか。

**裁判員経験者4：**調書というんですかね。詳しく、もう覚えていないんですけど、裁判中に検察側の方が何回目かに読まれてはって。

**司会者：**ちょっと整理していただきましょうか。担当された、大寄さん、コメントしていただけますか。

**大寄裁判長：**関係者の方の調書を検察官が証拠調べの中で読み上げてくださった、ということです。

**司会者：**それはかなり長い調書だったですか。

**裁判員経験者4：**長い、短いがわからないので。裁判が初めてなので。ただ、その普通に文章として聞いたときに、本当に若い子で、25歳の青年のお友達だから多分25歳ですよ。25歳の若者が、これだけの文章を本当に心を込めてつづったのであればすごいなと私は思いました。

**司会者：**その文章を朗読されて、胸に響いたということですね。

**裁判員経験者4：**そうですね。

**司会者：**逆に書面じゃなくて、その供述者が法廷に来て、話をしてくれたら、何

か聞いてみたいということはありませんか。

**裁判員経験者 4**：もうほとんどないぐらい。

**司会者**：完璧な文章だったんですね。

**裁判員経験者 4**：そうですね。あ、ちょっとそれまでに少し疑問に思うことが数点あったんですね。いろんな経緯の中で、一方的に擁護するわけではなく、実際に関わった中でおかしいと思ったところもあったというふうには言っているんですね、お友達。だから、すごく全体の流れを全て網羅した上で、それでもやはり彼はすごくいいお友達だったということを訴えてはるんですね。どういったふうがいいかというのも、ちゃんと伝えていましたし、何かと言うと、最後、ちょっと病状が悪くなったときに、対応したのが自分だったので、それをそのお友達が最後やっぱり自分がもうちょっとできたらよかったというふうに最後締めくくったんですね。その思いが、お母さんにもあれば、もしかしたら防げた事件じゃないかなと思うほど、そのお友達の、自分のやった行動と責任と後悔、もっとこうできたんじゃないかというのがちゃんと伝わってきたので、きっと普通に言葉で聞いても語れたのではないのでしょうか。

**司会者**：書証取り調べの関係で、これはちょっとわかりにくかったというような、御意見としては出ていないように思いますけれども、書証の取り調べのやり方として、もう少し工夫があったらもっとわかりやすくなるんじゃないかとお考えになったことございませんか。

**裁判員経験者 1**：私自身は先ほど申しましたように、書証そのものがほんまの一部分、その部分だけしか、見せてもらえなかったというんですか、提示がなかった。そのほかのものは、いわゆる整理作業で、どちらも双方が合意している文書で、異議はなしということで行ってますので。そしてその上に立ってのこういうやつが出ておりますので、具体的なことはわかりません。それは証人とかそういう方が証言台でのお話でこう言っていますよねと、これは調書にも書いてますよねと、検察官、あるいは弁護人がそう言われて、初めて、これは書いておるんだなというようなことですね。そういう程度ぐらいしかありま

せんし、実際、その問題で書証、それを裁判員に全員配ったり、必要なものだけ配ったり、そういうのはどうかなと思ったりもするんですけどね。ですから、今のままでいいのかなと、しかし肝心なところになれば、そういうようなものをちょっと見せていただいたほうがいいかなと。

**司会者：**見せていただいたという。

**裁判員経験者 1：**いうよりも、裁判員の方にですね。双方が合意している文書であっても、こんな、こういうふうに、ここはもう合意していますよとか。

**司会者：**その出てきた書証についてですが、要するに裁判員裁判の基本としては、やはり公判廷で調べて、それをそのまま心証にとれるというようなスタイルをとるわけなんですよね。その上で、その書証の中身とかも、わかりやすく整理したものが出てきますし、一部、カットされた部分も出てくるしということだと思っんです。今、お話しいただいたことのつながりとして、割と証拠関係を整理したものが出てきているので、その整理されたがゆえにわかりにくくなっているというようなことはありませんか。言い換えると、整理されたものが出てきているけど、整理されたところにちょっと出ていない部分がすごく気になるかというようなことは、何かありませんでしたか。

**裁判員経験者 1：**そういうことはありませんでしたけれども、整理されている結果だけが出てきますので、そしたらその結果に至る中でどういうことが問題なのかなと、それがわかりませんので。しかし、それで審理全体を通じて、最後に裁判長の方が何か質問があれば聞いてくださいよとおっしゃって、時間をいただいて、実際公判廷で被告人の方に質問もさせていただいたことがあるわけなんですけれども、ですから、そういうふうなところで補えていけるんだったらいいんでしょうけども、やはり結論だけで合意の文書のその合意の至るまでの疑問点とか、それぞれ裁判員の皆さんはそれぞれ立場も皆違いますので、感じる点もみんな違うと思うんです。ですから、そういったものもやっぱり大事にせなあかんのかなと思いますね。そういう肝心な部分につきましてはですね。

**司会者：**2番の方、書証自体、その取り調べ自体、そんなにわかりにくいものは

なかったという御意見だったと思うんですけど、書証で受けた心証で、何か疑問を感じたことはありませんか。

**裁判員経験者 2**：全く無知な私ですけども、私なりに理解ができるように説明していただいたと思います。

**司会者**：法廷での書証の調べとして、ストレートに心証がとれたということですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：何か書証の内容を聞いていて、ほかのところが気になったりということはありませんでしたか。

**裁判員経験者 2**：そこまで思いませんでした。

**司会者**：大分整理された書証が出てくるんですけど、統合されたものとか、あるいは抄本ということで、一部供述が抜けているような場合が多分あったように思うんですけど、それについて、何かわかりにくさというものをお感じになられたということはなかったのか、いかがですか、3番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 3**：あったと思うんですけども、やっぱりちょっと全部を覚えているわけじゃないので、なかなか。

**司会者**：何か印象に残っているところで結構なんですけどね。

**裁判員経験者 3**：とにかくたくさん資料をもらったので、なかなか。

**司会者**：4番の方は、書証の関係で、いろんな証拠書類が出てきますが、人が話した供述調書とか、それを朗読されたり、いろいろな図面、報告書みたいなものが出てきますが、それらの取り調べで、きちんとわかるように受け止められましたか。

**裁判員経験者 4**：それは非常にわかりやすかったです。段階を多分踏んで、急にぱんと来るのではなく、こんなことから話を始めますかというぐらいから始まって、どんどんちゃんとしたというか、核心に迫っていくんでしょうか。こちらはやはり皆さん初めてなのでちょっと構えていますよね。全然わからなかったらどうしようとか。多分、入りやすい、導入部は、結構入りやすくしてくだ

さっていたと思うんです。覚えていないんですけど、違和感がなかったのです。

**司会者：**出てくる書証とかの順番というのかなり工夫され、入りやすく、心証をとりやすい順番で出しているんだと思うんですけど、それはそういう印象ですか。

**裁判員経験者 4：**多分、それで皆さんの緊張がとけて、話に入りやすくなった空気はあったと思います。

**司会者：**だんだんポイントに近づくというふうな感じですかね。

**裁判員経験者 4：**そうですね。はい、それはわかりやすいと思います。個人差はあるかもしれないんですけど、わかりやすい順序で理解。その都度都度一応止めて、裁判官の方たちがそこをちょっと補足をしてくださるんですね。

**司会者：**審理の途中ですか。

**裁判員経験者 4：**話し合っているときですね。

**司会者：**評議のときですね。

**裁判員経験者 4：**そうですね。だから、裁判であったことを持ち帰って。

**司会者：**途中に休憩を挟んだり、一日の審理が終わったところで、いろいろと説明があったり。

**裁判員経験者 4：**そうです。

**司会者：**そこで整理ができるということなんですか。

**裁判員経験者 4：**そうですね。

**司会者：**書証のわかりやすさというテーマで御意見を伺ったんですが、書証のわかりやすさという観点でいくと、検察官の方がまず証拠調べをしていく形になりますので、検察官の立場から、こういうところで理解というか、わかりやすさというのはどうだろうかということで、何か皆さんにお聞きしたいというようなことはありますか。

**田村検察官：**証拠調べで一番最初に証拠調べをするのは検察官ということになるんですけども、基本的にはまず犯行の現場が実際にどういう現場だったかということをもっとわかっていただけるような、そういう報告書を出しています。

その後、この事件の結果が、どんな結果が出たのかということで、例えば、亡くなっている事件であれば亡くなったんだということ、けがをしている事件であればどんなけがだということ、放火の事件であればどんなふうな結果になったのかって、その辺をわかっていただけるような報告書を出すと。その後に、犯行に至る経緯のところで重要になってくる、4番さんの事件なんかでしたら、お母さんと被告人との関係に関する証拠ですね。3番さんの事件であれば、被告人と被害者との間の関係に関する証拠と。そういうふうな順番で出していくようにはしているんですけども、いつも出しながらこちらの方でどうなのかなと疑問に思うのが、出している証拠の量なんです。さっき1番さんの話でも出ましたけれども、実際に出しているのは一部分ということにはなるんです。犯罪の事実を立証するためにこれでいいだろうというふうに、検察官で判断した量について出しているんですけども、皆さんがその証拠をご覧になって、もう少しほかの、ここも知りたかったとか、あるいはちょっと事件と外れるかもしれないけれども、もう少しその被告人の人となりについてわかるような資料がなかったのかとか、あるいは被害者の方についてもうちちょっとわかるような資料を出してほしいとか、何かもっとこういうのがあればよかったのというふうな、もし感想をどなたかお持ちでいらっしゃったら、それを聞かせていただければ、今後の参考にしたいなと思います。

**裁判員経験者1**：私の担当した事件ではございません。私自身はございませんでした。

**司会者**：2番の方はいかがですか。

**裁判員経験者2**：特にはないです。

**司会者**：そうですね。特に審理をしていく中で、この人のこれまでの生き方とか、いろいろ話が出ると思うんですけど、そのところで何か、その点の何か証拠がもう少しあればというような感覚はお受けになったりはしなかったですか。

**裁判員経験者2**：私はここまで出すのかと思っていたので、ここまでしないといけないんだみたいに思ったんです。

**司会者：**書証レベルですけれども，出てきた証拠，これはもう逆に十分過ぎるという。

**裁判員経験者 2：**私はそう感じたんです。ここまでしないといけないんだなって思いました。

**司会者：**3 番の方どうですか。

**裁判員経験者 3：**私が担当した事件に関して言えば，十分であったのではないかと思います。ほかのものになると，ひよっとするとこれだけでは不十分というふうにも思うこともあるかもしれません。強いて言えば，もう少し鮮明なものであったりとか，防犯カメラの画像等があったんですけれども，どうしても鮮明ではない，あるいは角度的にもうちょっとこの辺から見たいなとかというのもなくはないんですが，これは物理的に仕方がないかと思いますけども，事件の態様等によっては，ほかにもあるほうが裁判員の立場としてやりやすいものも出てくるかなと思ったりもします。

**司会者：**4 番の方は，特にこの点について御意見ございますか。

**裁判員経験者 4：**先ほども申したように，すごくいいときに，いろんな経緯が追加でわかってくるにつれ，事件の内容というものが非常にわかりやすいですし，ちょっと疑問に思ったことも，さっきここ，こんなふうには書いていたよとか，読み返してみたらちゃんと書いてましたねみたいな，そのときさあっと流してしまっただけで気づかなかったことも読み返してみたら，ああ，ちゃんと時間も書いていたねみたいな，そういう確認をちゃんとしていけば，そんなに足りないということではないんですけども，多分，ちょっとお伺いしたいんですが，事件がこの事件だからかもしれないんですけど，私がちょっと思ったのが，そのときも結構その話で平行線たどったのは病気のことなんですね。お医者さんの意見もあったんですけど，余り詳しくはないんですね。彼がその病気が軽目だったので，余り先生も深刻に受けとめていなかったみたいなんですけど，結構誤解されやすい病名だったんですね。私がたまたま以前そういう病院で事務で勤めていたことがあったので，こういう誤解を受けやすい病気ということで，

先生とか薬剤師の先生とかいろいろ学んでいたもので、私はすぐにすっと入れたんですけど、多分、多くの方はすごく誤解をしている病気だったので、やっぱり数年たつと変わるのかなと思って、ちょっとネットで調べたりとかしたんですけど、でもやはりその病気に対する対処法というのは余り変わってはいなかったもので、そこを余り取り上げていなくて、病気による態度が自分勝手な態度ということをして、こんな病気だったらしょうがないでしょうってとる人が出てきてしまうので、絶対とは言わないんですけど、この病気に関してはこういう対応をすればそんなに悪くはならないと出ていますよぐらいの情報があればもうちょっとよかったかな。

**司会者：**その事件のそれに限定してみると、ある意味ではちょっと専門的なところなんでしょうか。そういうものについて、理解を助けるようなものがあつたらもっと法廷で聞いてよくわかったんじゃないかということだということですか。

**裁判員経験者 4：**そうですね。

**司会者：**次に、人証、被告人質問を含めてということにしましょうか。その人証の取り調べで、こういうところはちょっとわかりにくかったとか、理解がちょっとどうかというようなことってあつたでしょうか。

**裁判員経験者 1：**私が担当しました件につきましては、そういうことはございませんでした。それで、私自身がちょっと聞いてみたいということは、裁判長の許可を得て聞かせていただいたりしたこともございますので、それはそれで、その場で自分なりに解消はできております。

**司会者：**今、補充尋問、補充質問の関係が出ましたけれど、この補充尋問、補充質問というのは十分にできましたですか。

**裁判員経験者 1：**私はできたと思っています。私はさせていただきました。

**司会者：**その質問の仕方とかで迷われたりとかってありましたか。

**裁判員経験者 1：**それは裁判長の方に、質問はどうですかねと、させてもらっていいですかねと、どういうふうに言うたらいいですかね、質問させてもらった

らいいですかねということは、一応、する前にお話というか、それを教えていただきました。で、そのとおり大体質問させていただきました。

**司会者：**2番の方は、責任能力が問題となるような事件で、被告人質問も結構時間がかかったような感じがするんですけども、この被告人質問とか、あと人証とかのわかりやすさですけど、いかがでしたか。

**裁判員経験者2：**わからない場合、ちゃんと質問したら、またそれに対してもっとわかりやすく言っていただいたと思います。

**司会者：**補充質問とか、尋問とかされましたか。

**裁判員経験者2：**はい。

**司会者：**そこで疑問点は解消されたということですか。

**裁判員経験者2：**そのような感じで、ちゃんと説明していただいたと思います。

**司会者：**弁護士さん、または検察官の質問の仕方というか、そういうところで、わかりにくいなというようなことはありませんでしたか。

**裁判員経験者2：**ただ、すごく早口だったので聞き取りにくかったです。

**司会者：**どちらがですか、質問。

**裁判員経験者2：**検察の方。すみません。

**司会者：**そうですか。それで、答えとしては、質問と答えというのは、質問は早かったけど、答えは特に理解はできるような感じだったですか。

**裁判員経験者2：**もう少しゆっくり話すように注意していただいたので、ゆっくりとお話しされて、よくわかりました。

**司会者：**人証の取り調べのわかりやすさについて、一般的な感想とか意見でも結構なんですが、3番の方はいかがですか。3番の方が御担当された事件というのはかなりの証人の数がありましたよね。

**裁判員経験者3：**たしか3日間ぐらいかかったかなと思っているんですけども、すごく専門的な知識をもとに資料を出していただいて、そういう提示はあったんですが、僕だけじゃなく、恐らくほかの裁判員の方もかなり理解に苦慮したところはあったかなと思うんですけども。個人的にも白黒はつきりさせるべ

きじゃないかなというところが一つあったので、直接質問もさせていただいたものもあります。どのみち、証人尋問なり、している話の内容そのものは個人的には理解に苦しむようなところはなかったんですけども、ただ、提示してものものに少し、僕らのほうではなかなかわからなかったかなというのはありました。

**司会者：**尋問の仕方とか、何か、ちょっと理解しにくいなというようなところってありましたか。

**裁判員経験者 3：**言葉とか、表現的なもので何か困るというようなことはそんなになかったように思っています。

**司会者：**4番の方はいかがですか。人証の、証人尋問とか被告人質問を聞いて、質問と答えのやりとりとか、ずっと理解できたという印象ですか。それとも、もう少しこういうところ、何かちょっとわかりにくいなというところがあったりとかってありますか。

**裁判員経験者 4：**多分、家族しか出ていないので。

**司会者：**情状関係ですか。

**裁判員経験者 4：**そうですね。なので、ほかの事件だったら、したか、しないかぐらいだったらすごく質問内容で非常に変わって、受けとめ方が変わるかもしれないんですけど、家族の方が皆さんそろって亡くなったほうではなく、残っている母親のほうを弁護ですよね。なので、わかりにくいことは、内容的に多分なかったんだと思います。

**司会者：**被告人質問を聞いていて、質問とかの仕方とかで、ちょっとわかりにくいとかってというようなことは特にはなかったですか。

**裁判員経験者 4：**どちらかというところ、もう言うことは決まっていたのではないかなというぐらい。

**司会者：**それは打ち合わせを。

**裁判員経験者 4：**はい。ドラマを見慣れている人からすると、あれっていうぐらい、余り躍動感のないという感じですよ。もうこれは決まった言葉を話すだ

けなのかなあという受け止め方は、多分、素人からすると、変に情報だけ入れ込む、テレビしか見ていない人間からすると、本当はこんなものなのかなあという感じです。

**司会者：**何か言われたとおり話しているという感じなんですか。

**裁判員経験者 4：**はい。

**司会者：**せっかくですから、弁護士さんのほうで、何か尋問とかで、裁判員裁判のときにちょっと工夫しているとかというのは何かありますか。

**角石弁護士：**2番の方と3番の方がちょっと関係するのかなと思うんですけども、専門家の方が尋問を受けられている機会があったかと思うんです。その際に、検察官もそうですし、弁護人もそうなんですけれども、恐らくプレゼンテーションとかを使われながら説明されたり、それをもとにして、尋問、主尋問だったり、反対尋問だったりというのをされていると思うんですけど、それについては、どのような感想を抱かれましたでしょうか。わかりやすかった、わかりにくかったとか、専門用語が多過ぎてわかりにくかったとか。それは、専門用語はわかったけれども、内容がわからなかったとか、もしあれば、教えていただければ幸いです。

**司会者：**3番の方、鑑定の関係というのありましたか。

**裁判員経験者 3：**ありましたね。

**司会者：**どうですか、この質問に対して。

**裁判員経験者 3：**尋問の様子で、特にその辺の言葉の難しいものもあったとは思いますが、個人的に聞いていて、今の意味は何だろうというふうに疑問を抱くようなところはそう多くはなかったように思います。

**司会者：**それは鑑定人の先生がプレゼンテーションというような形で御説明をされた上で尋問という聞き方をとられたんですか。

**山口裁判官：**鑑定書を作成された方の人証だったんですけども、主尋問の中で検察官が質問をしながら、どういう内容かということの説明の中で、非常に高度な専門知識を要するような話がでました。そもそものハードルが高いとい

う状況でのスタートだったので、恐らく理解が難しかったんだと思われます。

**司会者：**やはり理解は難しかったですか。

**裁判員経験者3：**わかりませんでした。正直言うと、あの場面だけは何をやっているか全くわかりませんでした。難しいというか、これではちょっと困るというような感じだったと思います。

**山口裁判官：**ちなみに、どうしてわかりにくいかと感じたのか、補足しますと、一方の画像には、犯人の可能性のある人物が写っており、その画像と被告人が写っている画像とを比較分析する中で、数学を用いた高度な説明がされていたので、理解が難しかったのだらうと思われます。

**司会者：**それは内容自体が難しいですね。2番の方は責任能力で、この事件のときは、この鑑定の先生、一応、尋問する前にプレゼンテーションという形があったと思いますけど、そういう形で一回プレゼンテーションというか説明していただいて、その後に尋問という形をとりましたけど、理解しやすかったのかどうか。

**裁判員経験者2：**内容は難しかったと思いますけども、本当にさっきからずっと言っていますけども、本当にわかりやすかったと私は思っているのです。

**司会者：**その場で、法廷で、その鑑定人の先生のお話、プレゼンテーションがありますよね。それで一応、理解はある程度はできましたか。

**裁判員経験者2：**ある程度わかったと私は自分なりに思っているんですけども。

**司会者：**それを踏まえて、証人尋問で双方に疑問点とかいろいろ質問していったと思うんですけど、それもやっぱり前提としてプレゼンテーションがあるからわかりやすかったのですか。

**裁判員経験者2：**そうだと思います。

**司会者：**それぞれいろいろ御意見として出していただきましたけれども、手続の流れとして冒頭陳述があって、テーマを提示されて、それで証拠調べに入っていくと。それから、最終的にその証拠調べのほうの結果をまとめた形で論告弁論という形に入っていきますが、そのきちんとリンクというか、つながりが

ちゃんと理解できていたかということについて、何か御意見、ありませんか。

**裁判員経験者 1**：私はそれは十分理解できております。できたと思っています。

それだけきちんと説明をしていただきました。その流れで、今日はここまでやります。今日の結論を持ってこれに行きます。その結果をまた評議しましょうというような形で、順を追ってきちんと説明をされておりますので、それで資料もいただいておりますので、私自身は十分に、よく理解できました。

**司会者**：初めに出てきます冒頭陳述、その中身自体はわかりやすい形にはなっておりますか。

**裁判員経験者 1**：なっていますよね。よくわかりました。これがテーマで、これからこの中身を一つ一つ調べをして、あるいは証人の話を聞いたりということ、その手順はよくわかりました。

**司会者**：それは検察官の冒頭陳述。弁護人も冒頭陳述をされますね。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：弁護人の冒頭陳述というのはどんな印象でしたか。

**裁判員経験者 1**：私が担当しましたときは、検察官のほうは資料だけを見ましたら、検察官の資料のほうはきちっとわかりかしてきてるかなと、中身ですよ。

**司会者**：検察官の冒頭陳述で、これから何をやるかというのがわかりますよね。弁護人の冒頭陳述というのは、また違う角度であると思うんですけど、弁護人の冒頭陳述というのはどんな印象というか、わかりやすさというか、どうですか。

**裁判員経験者 1**：私が担当した事件につきましては、ほとんど身内の方のこれまでの生活のこととか、そういうようなことだけでございましたよね。ほかの要因というんですか、社会的な背景とか、ほかの誰がどうか、そういうようなものはございませんでしたので、それはもうさらっと行かれた。それはそれなりに理解できたと思っています。

**司会者**：2番の方は責任能力を争う形の事件でしたけど、検察官のこれから立証していくテーマというか、冒頭陳述で提示されて、それに対して弁護人は責任

能力を争う姿勢で、どういう観点で調べていくかという、多分出てきたと思うんですけど、それはどうでしたか。

**裁判員経験者2**：それなりに流しはったかなという感じです。

**司会者**：一応、どういうところが問題になって、どういうところを調べていかなきゃいかんというような観点では、そういう意味でのわかりやすさはどうでしたか。

**裁判員経験者2**：その点につきましては、説明が行き届いていたと思います。全体的にさらっと流しはったんかなという感じは受けました。

**司会者**：この証拠調べをする上で、双方から冒頭陳述されますけど、その点について、その後の証拠調べとの関係できちっとリンクしていたかという観点でいかがでしたですか。

**裁判員経験者3**：もちろん初めてのことだったので、流れというのはこういうものなのかなという頭でやっておりましたので、そういう何かちゃんとリンクしていたかと言われると、多分していたとは思いますが。

**司会者**：これからこういう、どういうところを証拠調べをしていくかというテーマの設定で、それを踏まえて証拠調べに入っていただくという形だと思うんですが、それは特に何か違和感というか、何かちょっとずれていませんかということ、そういうことは特にはないですか。

**裁判員経験者3**：ないと思います。今回の件であれば、犯人か、そうではないかというところだったので、それに関してのものは出ていたとは思いますが。

**司会者**：一応、その犯人性を争うという点が、検察官の方でこういうところの事実関係を立証していく、弁護人のほうとしては、反証があったかわかりませんが、こういうところの点を信用できるかどうかという、いろんな指摘はあると思うんですけど、その点はどうですか。そういうことでかみ合っている、これから、証拠調べ、こういうことを注意していけばいいというような感じで受け止められたかどうか。

**裁判員経験者 3**：聞きながら、何というんでしょう、そういう疑問というのは余りないんですけれども、やっぱり中では十分じゃないなあと、立証するには少し不十分かなとか、いろいろと出ていたかもしれないので、ちょっと言葉がうまくまとまっていないんですけれども。何て言うたらいいのかなあ。

**司会者**：冒頭陳述というものについて、きちんと、こういう事案だという理解、それは十分できたということでしょうか。それともちょっとわかりにくかったところがあったということはございますか。

**裁判員経験者 4**：私の感想なんですけど、弁護人の冒頭陳述は、私の中では弁護にはなっていないような内容だったので。

**司会者**：それは中身的に。

**裁判員経験者 4**：中身的に。多分、そういうふうにしていったほうが、いや、わかるんです、情状酌量のために言うてるんだらうなとは思いますが、そんなことはないよねと思った人がたくさんいてたんじゃないでしょうかというような内容だったので。

**司会者**：どういうところを弁護人が主張、立証していくのかというテーマ設定としては、どうでしたか。

**裁判員経験者 4**：それはわかりました。多分、ここを突いてくるんだらうなと思った、そのところが、もう既にそんなことはないでしょうって、突っ込みながら聞いていました。

**司会者**：ただ、それを踏まえて、それからの証拠調べをきちんと聞いていたということになったんだらうと思うんですけど。

**裁判員経験者 4**：違うとかではなく、多分受けとめ方の問題なんですけど、これは多分、この方の考えで、こうすればよかれと思って書いた文章が逆という感じの文章に私は受け止めたんですね。そうしないほうが、もうちょっとこちらに肩入れできたのに、あ、そう書いてしまったから、逆に、あ、違う違うとか思って、ちょっと損したんじゃないかしらという感じです。

**司会者**：それはちょっと何かそういう主張の中に疑問を感じながら、証拠調べに

入ったということなんですかね。

**裁判員経験者 4**：もう最初の一文からです。最初から、あ、そう来ましたかという感じで、それに終始していきまして、その後もその方向で押してきたので、押してきたっておかしいですけど、そういうふうには持ってきはったので、多分、それでしか言いようがなかったんでしょうねという感じだったんですけど。違うかなと思いました。

**司会者**：皆さんの御意見を伺ってみたいと思うのは、審理全体についてのわかりやすさについて、これまで経験された事件の中でわかりやすさはどうだったかということをお伺いしたんですが、皆さん、大体、この点について、具体的にわかりにくかったという何か御意見というのは余りなかったように思うんですが、ただ、わかりやすかったという御意見を踏まえた上でも、なお、こういう点がもうちょっとあったら、もっとよりわかりやすくなったのではないかなということが、もしございましたら、それはもう忌憚なくお話しただければと思うんですが、いかがでしょうか。こうしたらどうだろうかという御提案で結構です。

**裁判員経験者 1**：全体的に通じまして、非常に私自身はよくわかりやすかったし、よかったなと思ったんです。したがって、今、司会者の方が言われた、これやったらどうなのかなというのは、今まで考えたことがなかったですね。これしたらどうなのかという、もっとわかりやすいのと違うかなというような、弁護士の方、検察官の方、あるいは裁判所の裁判官の方、それぞれのポジションで、皆の説明は非常に理解できました。したがって、そういうことを考えたことも、思いもしませんでした。

**司会者**：全体で、評議も含めていって判断していくことになりますが、要するに法廷での審理のわかりやすさというところでは、特にこういうところをもうちょっと何か進めていったらいいんじゃないかという、特にそういう点はお感じになったことは、ありませんか。

**裁判員経験者 1**：強いて言えば、現住の放火事案でございましたので、いわゆる

公共の危険罪のような事案ですので、ですから、いわゆる毀損部位と言うんですか、そういうところの犯行の場所のみ、あるいは道路の通しの、この場面は撮っておられますけども、そしてその周囲の状況から、そこが地図も添付されておりますので、スライドで見えておりますので、それは密集地だなということはどうわかつて思うんです。あえて言ったら、もうちょっと上から、人口密集地のそういうようなところでしたら、上からの航空写真か何かで、それをやるとか、そういうようなのがあれば、よりインパクトに、裁判員の方に、これはこの場所はほんまの人口密集地のところなんだと、だから、そういうところでそういう行為をしたら本人はもとより危険性が大きなんだと、こういうことを検察のほうはアピールされるのであれば、そういうところをもうちょっとやっていただいたらいいかなと。私の事件に関して言えば、そういうことでございました。

**司会者：**要するに、普通の人がすごく受け止めやすいような、そういうような立証の工夫というものがもう少しあったほうがいいんじゃないかということですかね。

同じ質問なんですが、2番の方、いかがですか。

**裁判員経験者2：**ちょっと思いつきません。結構、お昼休みとかでもわかりにくいところとかあったら、直接聞いていただいたり、もう本当に何かみんな友達みたいな感じになって、いろんな意見を出し合って、休憩時間、お昼時間を含めて、いろんなお話を聞いたり、聞かせていただいたりしたので、本当に私自身はもっとどうしたらいいかとかいうことを思いつかないです。

**司会者：**証拠調べ、ずっと続けてやるわけじゃなくて、休憩を挟んでやりますが、そのときに審理を振り返ってみるということで、理解をして、深めていったということでしょうか。

**裁判員経験者2：**そうでした。

**司会者：**3番の方はいかがですか。全般的にわかりにくいというところはなかったけど、こういうところがあったらもう少しわかりやすくなるんじゃないかと

ということですが。

**裁判員経験者 3**：今、ずっと考えておるんですが、本当にこれといったものが今の段階では思い浮かばないんです。先ほども言いましたように、裁判員、補充も含めて8名おったので、裁判員の方々や、もちろん法廷での検察官の方々なり、すごく僕たちにもわかりやすく、今、2番の方が、おっしゃっていただいたように、休憩時間等でも場合によったら適切に対応していただいたりもしていたので、言葉じりであったり、説明について、かみ砕いたような表現で、すごく言っていていたように感じる場面も多かったので、そのあたりはずっと続けていってもらえたらなというのが一つあります。ただ、ほかになると、ちょっと今の段階ではないんですけれども。

**司会者**：4番の方も同じ質問で、おおむねわかりやすい審理であったということを受け止めておられるところですが、なお、こういうところがあったら、よりわかりやすいのではないかということでありましたら、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：特にはないです。

**司会者**：裁判官と検察官、弁護士、せっかく経験者の方の意見を出していただいていますけれども、そこら辺はどうでしょうかということで、何かございますか。

**大寄裁判長**：私の審理に入っていたいただいた4番の方にお尋ねできればと思うんですけれども、現在、審理の日程を組むに当たりまして、裁判員として選ばれる日と審理を始める日を分けたほうがいいんじゃないかというようなことを言う方がいらっしゃるんです。私は、毎回こうやっているわけじゃないんですけど、むしろその選ばれた日に、証拠調べの前まではやってしまうと、そういうほうが、むしろしやすいのかなと思うような事件はそのようにもやっているんですけども、これについて、やっぱり翌日に回したほうがよかったんじゃないかとか、何かその辺のお考えがあれば伺えればと思うんですが、いかがでしたか。

**裁判員経験者 4**：まず声をかけられた時点で、休みをとらなくてはいけないという、これは私ちょっとアンケートにも書かせていただいたんですけど、これも1

日休みをとっているんですね、仕事上。なので、1日でも短縮できるのであれば、できることがあるのであれば、その日のうちにできることはやって、それによって1日減らされるのであれば、その日にしていただいたほうが、働いている身としては、非常に助かります。

**大寄裁判長：**ありがとうございました。

**司会者：**2つ目の議題で、御意見をお伺いしたかったことは、評議の日程等の審理予定の策定、それから評議の進行につきまして、こちらとしてもまだまだ工夫すべきところもあると感じているわけで、そこで評議についての御意見をいただくということで、これはもとより守秘義務がありますので、その関係で具体的な中身の話はもちろんできないということを前提としながらも、その評議のありようについて、一般的なこととして、御意見、御感想がございましたら、お一人ずつこの点について御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。1番の方。

**裁判員経験者1：**評議のことにつきましては、一口で全体的に言いましたら、非常にわかりやすくよかったなあと思っております。私が担当しました事件につきましては、いわゆる事実については争いはありません。ただ、あるのは、量刑のことなんです。そしてその量刑を決めるに当たって、本人の行為のみだけじゃなくて、やはりその背景にあるもの、ここまで考えているのかというようなことですね。非常に皆の、補充裁判員も入れまして、全員、あるいは裁判官も入れまして、全員でその辺のところを、その被告人の育成とかそういうことまで踏まえまして、いろんなことを、あらゆることを検討して、そして量刑を決めていったというような過程におきまして、私自身はここまでやっていただけなのかと、新聞の活字で見ましたら何年と、こういう1行で終わるでしょうけども、その背後にはかなりのあれがあるのかなあと思いました。それで司法制度そのものに対して、ここまでやっているんでしたら、信頼もできるし、非常にいいなあ、ありがたいなあ。そこで民意の我々の意見が入って、今回でも入って反映されているのが非常にありがたいことかなと思いました。

いろいろな意見，いろいろな人からの意見を出し合いますので，その方々の別の角度からの意見というのをお聞きして，私自身が成長したように思いました。非常にありがたかったかなあと，よかった，ええ経験をさせていただいたと，このように思っております。

**司会者：**評議を進めていく上で日程というか，時間的なものもあるんですけども，その評議をする上での十分な評議の時間というのは確保されていたというお考えでしょうか。

**裁判員経験者 1：**評議の時間もきちんと確保していただきました。それで，そのときに評議の場で，司会進行を務めておられますのは裁判長の方でございますので，その方が皆の意見をそれぞれにお聞きになっておりますし，その質問に答えておられますし，非常に時間的な余裕がなかったとか，聞き漏らしたとか，不満やとか，そういうことは一切ありませんで，私自身もこれで十分だったかなと思っております。

**司会者：**じっくりと評議ができましたでしょうか。

**裁判員経験者 1：**できました。

**司会者：**2番の方にも同じ質問ですが，評議一般について，どんな御意見，御感想をお持ちでしょうか。

**裁判員経験者 2：**いろいろな角度からみんなで話し合いをして判決を下しましたけれども，果たしてこれでよかったのかなって，後から日にちがたつにつれて，その被告人の方は今，どうされているのかなあ。あれでよかったのかなあとか，時々，顔が思い出されてきます。でも，こんな経験なんて本当にできないじゃないですか。すごくよい体験をさせていただいて，いい勉強になって，参加して本当によかったと思っています。

**司会者：**評議はどうでしたか。

**裁判員経験者 2：**本当にわかりやすかったです。よかったです。

**司会者：**皆さん，意見も十分にお聞きになって，意見交換，十分に，時間的な面も含めて。

**裁判員経験者 2**：結構時間は十分とれていたように、私は思いました。

**司会者**：3番の方もどうでしょう。御意見，御感想，評議につきまして。

**裁判員経験者 3**：皆さんと同じで，十分に評議するには十分な時間はあったかと思ひます。個人的に少し早目に出ないといけない事情があつたときにも対応していただきましたし，いろいろな年齢層の方がいらっしゃいましたので，裁判官の方々がよく意見を引き出してくれたようにも思っておりますので，もうその点については何ら違和感はなかつたように思ひます。

**司会者**：4番の方もいかがでしょう。一般的なことで結構なんですけど，評議につきまして，御意見，御感想は。

**裁判員経験者 4**：十分評議の時間はございまして，私たちの分は，逆に短縮されたくらいですかね。少し予定よりも短く。

**司会者**：順調に進んだということなんでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。多分，予定では，もうちょっと長いときがあつたんですけど，何か短くなつていたような気がします。多分，進められる裁判官の方が上手だったし，本当にいろいろな意見が出るんですけども，何かさらっとうまくまとめていただいて，順調に進んだと思ひます。

**司会者**：予定よりも早く進んだという，そんな印象なんですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。私は，もうちょっと長くかかるのかなと思つていたので，非常に短く。だからといって，はしょつてゐるわけでもなく，私ただけでちょっと話をする時間もあつたり，裁判官がいないときに，ちょっと本音が出たりする時間もあつて，戻つてこられたら，ちょっとこの点聞いてみようかという相談する時間もあつて，その中でうまくまとまつていったのがよかつたんじゃないか。常にいてはると，やっぱり遠慮がありますので，すごく話しやすいんですけど，やはり専門的な知識がないので，ちょっとこんなことを言つたら恥ずかしいかなというのも若干あると思ひますね。それがやっぱりみんなのときだけだと，さらさらさらつと出てきて，一回聞いてみようかみたいな話にもなつたりして，それがまた話を進むにつれて，まとまりやすいんじゃない

ないですかね。いつも常に一人ずつばらばらの意見が出るとわからなくなるんですけど、その時点でちょっと話がまとまっているんですね。それがよかったんじゃないかなと思います。

**司会者：**そういう場面も時によっては必要だということですかね。多分、評議の日程というのは、少し余裕を持ってとっているとは思いますが、進行がスムーズにいけば、少し余裕ができていって、それで早い段階での終了ができるんだと思いますけどね。

さて、報道関係の方もおられますので、何か質問、質疑ということ、ごさいますでしょうかね。

**記者：**1問だけお願いします。冒頭の裁判員を経験しての感想の中にもあったんですけども、裁判員経験後、いろいろ新聞、テレビ等で、いろんな裁判に関する報道を目にされたと思うんですけども、裁判員を経験された後のその見方というのはどう変わったのかというのを、お聞きしたいんですが。

**裁判員経験者1：**それがはっきり言いまして変わりました。裁判の結果のところ、特に裁判員裁判ということになれば、自分が経験しておりますので、その判決内容だけじゃなしに、やはりその奥に、それに至るまでの経緯とか、ああ、こういうことをしているんだな、こういうことだな、自分が経験したものだけ、やはりその奥に潜んでいるそれぞれの関係者というか、裁判員の苦勞というんですか、期間が長くなればなるほど、回数が増えれば増えるほど、そういうことを思いを致すようになりました。したがって、新聞記事そのものをじっくりと、そういうことをそういう目で、視線でそれを見ていく。あるいはその辺の中身の裁判員の方のお話なんか載っておれば、そのように、やはり感覚で読ませていただく。また、感じるようになるというようなことが変わりましたですね。

**司会者：**2番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者2：**今まで何気なしに見ていた裁判の場面とかありますよね、テレビで。その見方が、なるほどとか、よくわかるようになって、参加して本当

によかったと思っています。

**司会者：**3番の方。

**裁判員経験者3：**テレビやニュース，新聞等でいろいろと事件，あるいは裁判のことを聞くたびに，まず今回の経験がまず必ず出てきます。そのたびに自分の担当した事件と比較して，こういう事件に当たらなくてよかったなあと思うこともあれば，逆のことも当然あります。見る目ももちろん変わりました。一般の自分たちの意見というの何かしらの形で生かすことで結果的に何かつながるかなというのがありますし，とにかく経験したことがまたこの先の自分自身に何かしらの影響を与えるかなというふうに，常々思っておりましたので，また何かチャンスがあればやりたいなというのも実際，自分の中にはあります。

**司会者：**4番の方。

**裁判員経験者4：**最近のニュースで裁判員裁判が控訴されたというニュースのときに，ツイッターでこんな制度，無駄じゃないかとか，裁判員の意見を無視しているんじゃないかという意見が出ていたんですけど，私，これ経験したから思うんですけど，全然，それは無駄ではないと思います。これだけの時間をかけて，これだけの内容を知るということが，すごい大切なので，控訴するのはやはりこちらだけが正義ではないので，相手方にもやはりもっと軽くしてほしいという気持ちがあるので控訴をするのであって，相手の立場になれば，それもあるというふうに考えられるのに，何かニュースでは一方的に何かあるとすぐ裁判員裁判の制度がよくないんじゃないかというふうにすぐ報道されてしまうんですけども，経験したほうからすると，それは全然無駄ではないし，もっと何とかしたいという思いで控訴をされる方がいらっしゃるのので，決して無駄ではないということを伝えたいし，若い方たちも経験してほしいというのが感想です。

**記者：**ありがとうございました。

**司会者：**最後になりますけれども，何か，裁判官，検察官，弁護士の方で，もう一度，こちら辺の意見を聞いてみたいというようなこと，何かございますか。

**田村検察官**：冒頭陳述は，後の証拠調べにどう生かされているんですかというように，その点についてなんですけれども，検察官の冒頭陳述のときに，書面を1枚お渡していると思うんですけれども，この書面は，その後の証拠調べのときにご覧になったりしましたか。

**裁判員経験者1**：見ました。そのときにやっぱり裁判官がこの資料は主にこういうことですよということで，それと照らし合わせということですか，それを説明していただいて，私のときの裁判長はそういうふうにされていましてので，それでこれをあれですよということでおっしゃってましたので，それで理解できていましたし，読みましたですね。

**司会者**：2番の方，いかがですか。

**裁判員経験者2**：裁判官の方が，全ての書いてある，全部わかりやすく読んでいただいたので，読みました。

**司会者**：それを踏まえて，手元に置いて，証拠調べに臨んでいただいたということでしょうか。

**裁判員経験者2**：はい，そうです。

**司会者**：3番の方，いかがですか。

**裁判員経験者3**：同じで，見ましたというか，見ながら，頭の中で双方の言い分といいますか，整理しておったので，多分もう見ないとどうにもならないというぐらいの状況やったかもしれませぬ。目を通しながら評議に当たってありました。

**司会者**：4番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：これは非常に見やすくわかりやすいので，話が煮詰まれば煮詰まるほど戻って，あ，ここだったのねみたいな感じで見直してましたので，非常に助かりました。

**司会者**：弁護士の方から特に何かありますか。

**角石弁護士**：弁護人のほうでもそれぞれ冒頭陳述もそうですけれども，最後に弁論の要旨を出しているんですが，評議の際に，その弁論要旨を，手元に置いて

読んでいただいたり，検討していただいたりしたことがあったのか。また，ちょっと検察官とは形式が違っていることが多いかと思いますので，読みやすさの点なんかも含めて教えていただければと思います。

**裁判員経験者 1**：よく理解できました。そしてまた評議の場においても，犯行そのものを認めている場合で，あとその背景にある情状の関係とか，いろんなそういうことについて，やはりこのときに，あ，弁護士もこういうふうに言っておられる，これはここに書いておるなということで，見ております。それで評議に当たって，実際の量刑なんかを決定していっていると，こういうようになっていますので，大体これは見ております。

**司会者**：それを，ぱっと見て，大体つかみやすいものでしたか。

**裁判員経験者 1**：わかりやすいです。

**司会者**：2番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 2**：大変わかりやすく，一つ一つちゃんと書いてありましたので，理解できました。

**司会者**：3番の方，いかがですか。

**裁判員経験者 3**：見ながらだったと思うんですけども，弁論要旨でよろしいんですか。

**角石弁護士**：要旨と，3番の方は，多分メモもあったかと思います。

**裁判員経験者 3**：特にメモのほうであれば，ポイントをかなり絞って書いていただいていたかと思いますし，一番最初に結論から出していただいているので，比較していく上での参考には十分になったかと思います。

**司会者**：4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 4**：内容は非常にわかりやすいです。ただ，これは普通なのかもしれないんですけど，検察側から比べると，ちょっと感情論ではないんですけど，ちょっと入りますね，そういうのが。

**司会者**：そういうのがちょっと気になるということですか。

**裁判員経験者 4**：きっとね，それが当たり前なんですね。相手側に対しての話の

趣旨にプラス，こういう持っていつているかなというような書き方。事実を捉えるのは十人十色なんですけど，本来なら。それをこっち寄りに書いているかなというような書き方を感じるところが多々見受けられたので，最初私が申し上げた，違うなというのは，この事態のときはこうとってもいいし，こうとってもいいんだけども，こうですよねみたいな，何かそっち方面を主体に文章が書かれていることが非常に多かったので，そこに私はひっかかりました。

**司会者：**もう少し淡々と指摘，主張していただいたほうが，ずっと弁護人のいわんとしていることは理解できるというような感じですか。

**裁判員経験者 4：**そうなんですけど，その割には余り守っている感じは余りなかった。多分，私の場合だけやと思います。いろんな方がいらっしゃるので，その捉え，どういうふうにこの方をお守りするかというのは，その方，その方の考え方なので，それが私がちょっと腑に落ちない感じだっただけのことなんだと思うんです。文章がそういう，私たちにこっち方面側から持っていくような文章が多々見受けられました。ただ，後々のいろんな話の中で，それは整理されていったので，この方は，ここの事態をこういうふうに受け止めて，こういうふうに表示してはったんやなというのは，後になってわかりました。だから，最初にこの文を読んだだけではちょっと，誘導という感じが感じられました。

**司会者：**さらに質問はありますか。

**角石弁護士：**検察官の論告メモと弁護人の弁論要旨があったと思うんですけど，事実を淡々と述べるような，検察官のメモなんかは事実を淡々と書いているほうに近いのかなと思うんですけども，そういう書き方のほうが割とずっと入ってくる感じだったのかなということですか。

**司会者：**それは意見，感想でよろしいんじゃないでしょうか。事件にもよりますよね。

**裁判員経験者 4：**そうです。絶対，それ事件によりますので，私がかかわった事件に関しては，それがすごくそういうふうに感じてしまうような文章が，全体的に最初に感じたんですね。でも，多分，もし情状酌量ということであれば，

そういう意味合いでの文章だったかなと思うんです。

**司会者：**最後に皆さんに，これから，裁判員等になれる方へのメッセージというか，何かアドバイスみたいなものがございましたら，お一人ずつお伺いしてみたいと思うんですが，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1：**私はこの裁判員を終了して帰るときにほかの方とお話をしたんですけども，要は，お金を何ぼ積んでも，例えたら，裁判員にならしてくださいと言っても制度的にはそれは不可能な話であって，やはりその制度の中で選ばれていったということになれば，この千載一遇というんですか，そのチャンスを一人生でも多く持っていただいて，そして自分の未知の経験を一人でもしていただいて，そして自分の人生に役立てて，いろんなことでこれが将来役に立つ。そして司法制度そのものの根幹として，やはり信頼性が一人一人が持つと思うんですね。単に新聞報道，テレビ報道等で見ただけではなく，自分が携わることによってこれを経験されると思う。したがってそういうことから考えていけば，やはり1人でも多くの方がお金では買えない，いい経験をするために，そして一生に何遍もないために，やってくださいと，是非ともやってくださいと。私自身も知り合いの方で，裁判員に行きたいんやけどどうやと言うてはる方がおるわけで，それはもう自分から積極的に手を挙げて行かせてくださいと言えよと言うてるぐらいなんです。抽選でどうやこうやなしに，もう積極的に行かせてくださいと，そのようにお伝えしております。

**裁判員経験者 2：**こんな体験は本当にしたくてもできないですよ。ですから，こういう裁判所から通知が来たら必ず参加されたほうが，すごくよい人生経験になると思いますので，大変いいと思います。

**裁判員経験者 3：**まず，個人的にメッセージというか，やっぱりいろいろな物の見方であったり，確かに人を裁くという視点ではすごく重みはあろうかと思うんですけれども，やはり時折出てくるような，後でまた裁判やり直しになったとか，冤罪とかも関係するんでしょうかね。そういうことを防ぐという意味では，司法制度の改革という意味でももちろんなんですけれども，続けていっ

てほしい制度でもあるので、是非とも参加したほうが良いというふうには思っております。僕自身はまだこの先、まだまだチャンスはあろうかと勝手に思っているんですけども、2回またあれば、知識不足なところも多いんですがやってみたいという思いもありますし、是非とも、もし通知が来れば、前向きに検討されれば良いんじゃないかなと思います。

**司会者：**これからもし裁判員に選ばれた人に対して、選ばれたときにはこういうことということで、何かアドバイスはありますか。

**裁判員経験者3：**恐らく大半の方が法律のこともそうですし、わからない点で不安を持つとは思いますが。自分自身も実際そうやったんですけども、しかしやっぱりそういう方が来られるということで、もちろん裁判官の方や検察官の方や弁護士の方々が、それを踏まえた上でいろいろと用意もしていただけたと思いますので、身構える必要は正直ないかなと思いますので、本当にいい経験ができるというふうに、ポジティブに捉えてやりはったらいんじゃないかなというふうには声をかけたいなと思います。

**司会者：**4番の方、同じ質問になりますが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**仕事が忙しくて参加できないという方もたくさんいるのは確かなんですけれども、それならば、少し、まだ時間に余裕のある若い方や、少し時間ができた少し年配の方でも臆せずに来ていただいたら、何かすみません、緩い感じでやっていけましたので、ずっと。事件は重いんですけど、その部屋の空気をすごく柔らかくしてくださるんですね、裁判官の皆様が。その気の遣い方が、すごく私は、逆に申し訳ないなというぐらい気を遣っていただいていますし、検察官の方、弁護士の方も本当にわかりやすい説明をしてくださるんですね。感謝の気持ちしかないです。最初に構えていたのがちょっと申し訳なかったなというぐらい、何が世間知らずか、私の方が世間知らずでしたという感じを思ったので、ちょっと偏見を持っている方に中をのぞくような感じで参加していただけたら、ちょっと考え方が変わる。変わるほうが絶対いいですよ。悪いと思っていたものがいいと思うほうがやはり前向きになりますので、

そういった意味で，参加していただけたらなと思います。

**司会者：**これから先，裁判员になられた方に，経験に基づいて，何かアドバイスみたいなものはありますか。

**裁判员経験者 4：**まずは宝くじに当たったぐらいラッキーなことだと感謝することですね。そうすると，何かまずいのには当たって入ると，ラッキーと思って入るのでは全然その後の流れが変わってきますので，やったあ，当たったという感じで参加してもらえたら，非常に学校では学べない学びの場，会社では教えてもらえない，罪を犯した人たちにも人生があるというのを学べる，ほかにない場ではないでしょうか。なので，前向きに，ラッキーでしたということで，参加していただければいいかなと思います。

**司会者：**時間も参りましたので，本日の意見交換会はこれで終わりたいと思います。

経験者の皆さん方にいろんな，さまざま御意見をいただきましたこと，本当にありがとうございました。皆様方からお伺いしました御意見，御感想等は大変参考になりました。今後のこの裁判员裁判をよりよいものにするために，皆様方の御意見，御感想を生かしていきたいと思っております。

また，本日，お忙しい中，御協力いただきました検察官，弁護士の皆様，本当にどうもありがとうございました。

これをもちまして，本日の意見交換会を終了させていただきます。

以 上